

東京都動物愛護推進総合基本計画について

1 経緯

平成 14 年に東京都動物の保護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)の一部改正によって第 3 条により都は、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた基本的かつ総合的な施策を策定し、都民と協力して実施することとなった。また、保健医療計画(平成 14 年度改定)の変革プランにおいても、当該計画を策定し、施策を推進していくこととなった。

2 趣旨

近年、ペット動物は、家族の一員、よき友として共に暮すという意識が広く都民の間に定着しつつある。一方、動物をめぐる虐待、遺棄の問題や、飼育に関わる近隣等とのトラブル、動物由来感染症問題など複雑多岐にわたる。これらは、動物に対する理解と飼育に関する知識不足や責任意識の欠如が主な原因である。

本プランは、動物愛護と適正飼養、動物による危害防止、人と動物との共通感染症、人と動物とのより良い関係づくりなど、広範多岐にわたる諸課題に対応していくため、行政と都民や愛護団体等が果たすべき役割と責務を適正化し、各々の責務を果たし、相互に協力し合いながら動物愛護を推進していくことを図るものである。

3 計画策定の目的

動物の愛護及び管理に関する法律が目的とする人と動物とのよりよい関係づくりを通じた生命尊重、友愛等の情操の涵養に加え、条例が目的とする都民と協力し、様々な施策を展開していくことにより「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指すことを目的とする。

4 性格

この計画は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」第 3 条に基づき、東京都が策定する動物愛護推進の総合基本計画であり、動物愛護に取り組む都民をはじめ動物愛護団体などの共通指針としての性格をもつものである。

5 計画の期間

計画の期間は、平成 15 年度(2003 年)から平成 24 年度(2012 年)までの 10 年間とする。

なお、本計画は、5 年後を目途にその実施状況を踏まえ再点検及び必要に応じて修正をしていく予定